## 平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	20		府省庁名 農林水産省			
対象税目		個人	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )			
要望 項目名		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の拡充及び延長(①農林水産業関係)				
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 農林漁業者及び中小企業者(以下「農林漁業者等」という。)が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1 台 60 万円以上)又は器具・備品(1 台 30 万円以上)を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7% の税額控除を認める措置。				
		消费	寺例措置の内容 貴税率の引上げを見据えつつ、農林漁業者及び中小企業者(以下「農林漁業者等」という。)の防災・減災 策を促進する観点も踏まえながら、農林漁業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行っ 上で、適用期限を2年間延長する。			
関係	条文	1	祖税特別措置法第 42 条の 12 の 3,第 68 条の 15 の 4 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 の第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号			
減 見ジ			切年度] — ( ▲340 ) [平年度] — ( ▲340 ) 改正増減収額] (単位:百万円)			
要望	理由	を を す	1)政策目的 平成31 年 10 月に予定されている消費税の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響 最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化 図る。			
		水ま済に定のさる。漁を援	2)施策の必要性 践が国の農林水産業は、所得の激減、従事者の減少・高齢化等、危機的な状況にあり、安全で安心な農林 産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を維持し、地域の活性化を図ることが急務となっている。 た、農林水産業は、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っていることから、その活性化は地域経 の活性化と雇用を支える産業として重要である。 このような状況の中、社会保障・税一体改革において消費税の段階的な引上げが決定され、平成 26 年 4 月 肖費税率が 5 %から 8 %に引上げられ、さらに、平成 31 年 10 月には 8 %から 10%に税率の再引上げが予 されているところである。 このことから、消費税の段階的引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引上げ後 反動での需要減少などにより、ただでさえ厳しい農林漁業者等の経営状況は、一層厳しくなることが懸念 れ、廃業の増加や雇用の縮小によって、地域経済の活性化、雇用の確保に大きな影響を与えるおそれがあ これらを踏まえて、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林 業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新 支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支 することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、農林漁業者等の経営の安定化、活 比を図ることが必要である。			
		C 律	(参考) 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)			

- ・中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。
- 〇 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定)
  - V. 税制上・予算上の措置等
- ・その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、 予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。
- ○「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 第1章 現下の日本経済
- 1 日本経済の現状と課題、対応の方向性
- (2)対応の方向性
- ②消費税率引上げと需要変動の平準化
- ・消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。

## 第3章「経済・財政一体改革」の推進

- 2 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化
- (4)耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、 2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

本要望に 対応する 縮減案

特になし

ページ 20-2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定
	政策の 達成目標 税負担軽減措 置等の適用又	平成31年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられる中で、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。 平成31年4月1日~平成33年3月31日(2年間)
	は延長期間 同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の 達成状況	農林漁業者等において農林水産物の品質の向上等に資する設備が導入されるとともに、事務 負担を軽減させる器具・備品の導入などが進んでいる。
有効	要望の措置の 適用見込み	(単位:件、百万円)       30年度       31年度       32年度       (推計)       適用件数     71     71     71       減収見込額     4     4     4       ※農林水産省調べ
性 性 	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置により、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農林漁業者等の経営の安定化・活性化が期待される。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。 これに対して、本税制は、農林漁業者等の経営の安定化・活性化を目的としている。
		ページ 20—3

	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、厳しい経営状況にある中で消費税率の引上げの影響を受けている農林漁業者等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、認定経営革新等支援機関等から経営改善指導及び助言を受けることを本特例措置の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。
	担軽減措置等の  実績	(単位:件、百万円)       27年度     28年度     29年度       (実績)     (実績)       適用件数     64(9)     70(9)     71(9)       減収見込額     4(1)     5(1)     4(1)       ※農林水産省調べ
月	「地方税における税 担軽減措置等の適 引状況等に関する報 計書」に らける適用実績	平成 28 年度     道府県民税 特別償却 約 0. 3 億円 税額控除 約 0. 4 億円     市町村民税 特別償却 約 1 億円 税額控除 約 1. 3 億円     事業税 特別償却 約 2. 6 億円 税額控除 一     地方法人特別税 特別償却 約 1. 1 億円 税額控除 —
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段とし ての有効性)		本特例措置により、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農林漁業者等の経営の安定化・活性化が期待される。
	要望時の  百標	平成31年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられる中で、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林水産業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、労働負荷や生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。
達成	要望時からの 渡及び目標に ていない場合の理	農林漁業者等において農林水産物の品質を向上させる設備が導入されるとともに、事務負担 を軽減させる器具・備品の導入などが進んでいる。
これ	までの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)
		ページ 20—4